

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスは公正な企業活動を期すとともに、経営の透明性を高め経営システムの効率性とスピードの向上を目的とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための仕組みと捉えており、社内外とのゴーイング・コンサーン(事業活動の継続)の共通認識を醸成しながらコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題とし、その向上と改善に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することに努めております。取締役には海外経験豊富な人材も含まれております。ジェンダーについては、現在、女性取締役の登用は行っておらず、今後の課題と考えております。

また、監査役会において、女性2名の社外監査役の内1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する公認会計士1名が選任されております。

また、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行なう仕組みの構築を行い、取締役会の機能向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

1. 政策保有株式の縮減に向けた方針

当社の保有する政策保有株式は、保有基準を定め毎年取締役会にて個別の案件ごとに検証を行い、縮減に向けた判断を行ってまいります。

2. 保有基準について

当社は、顧客及び取引先等の安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上に値する等、当該株式を保有する合理性があると判断される場合に限り、株式の保有を行います。保有株式については、定期的に取締役会へ報告をし、個別銘柄ごとに取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット及び保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を総合的に勘案し、保有の適否を検討しております。

3. 政策保有株式に係る議決権の行使について

政策保有株式の議決権行使については、適切な対応を確保するために、取引先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的な成長に資するか、また当社の利益に資するか等を総合的に判断できる具体的な議決権行使基準を定め、議決権の行使を行っております。

【原則1 - 7 関連当事者の取引】

当社の取締役や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行うことは、当社の取締役会付議事項となっております。その取引の合理性、取引条件の妥当性、取引開示の適正性を十分に審議しております。

また、実行された関連当事者間の取引の情報(取引条件、決定方針等)の開示を有価証券報告書等にて開示を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定給付年金と確定拠出企業型年金の併用運用となっております。確定給付年金につきましては、「年金資産の運用に関する基本方針」に基づき、社外の資産管理運用機関に管理及び運用を委託しており、その運用実績等を適切にモニタリングするために総務部が業務を担当しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

i. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念

わたしたちは、一人ひとりの個性を大切に、ユニークな機能を備えた材料を提供することにより、お客様と共に社会の発展に貢献します

経営ビジョン

特殊アクリル酸エステルリーディングカンパニーとして、グローバル市場に価値を提供する

また、当社の長期経営計画(Next Stage 10)の基本戦略は、

・特殊アクリル酸エステルをベースに化学材料を展開し、収益を確保する

・川下化戦略により新事業領域を確立する

・海外市場への拡販強化、グローバル認知度の向上を目指す

としております。

ii. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(本報告書「1.1 基本的な考え方」をご参照ください。)

iii. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の経営理念に則り、中長期的な業績の拡大と企業価値の向上を実現するため、取締役及び監査役の報酬体系と報酬水準を決定しております。

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績連動報酬である単年度の連結業績(売上高、営業利益、EBITDA)の前年度比をベースに算出した年次賞与及びROEと営業利益率の3年平均値を基に支給率を算出する中期業績連動賞与、並びに譲渡制限付株式報酬で構成されております。なお、社外取締役につきましては、その役割と独立性の観点から、月額報酬のみとしております。監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、月額報酬のみとしております。

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会決議により、総額の限度額を決定し、当該範囲内で決定しております。

取締役の報酬等の決定は、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」にて審議し、取締役会にて承認・決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

iv. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針

社内取締役は、当社の経営戦略と事業領域を考慮し、選定しております。

社外取締役は、専門的な能力と知見を有する候補者の中から選定しております。

社外監査役は、会計専門家として公認会計士、法律専門家として弁護士を選任することとし、取締役会で候補者を選定しております。

取締役

1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補は取締役会にて選定しております。
2. 取締役候補の選定にあたっては、『選任指名諮問委員会』にて審議し、取締役会で承認決定しております。
3. 社外取締役は、当社が定める『独立性基準』に沿って対応しております。
4. 取締役の解任は、当社の規定に鑑み、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

監査役

1. 監査役候補の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補は取締役会にて選定しております。
2. 監査役候補の選定にあたっては、『選任指名諮問委員会』にて審議し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で承認決定しております。
3. 社外監査役は、当社が定める『独立性基準』に沿って対応しております。
4. 監査役の解任は、当社の規定に鑑み、取締役会で株主総会議案として承認のうえ、株主総会で決議することとしております。

v. 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者は、選任および解任を提案する株主総会の招集通知株主総会参考書類の取締役選任議案、監査役選任議案にて開示しております。

【補充原則4 - 1(1)】

当社は、意思決定・監督体制と執行体制の分担を明確化し、効率的な経営を行うため、執行役員制度を導入し執行体制を確立し、取締役に対する実効性の高い監督体制と取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。また、取締役会の意思決定の事項として、[法令に定められた事項] [定款に定められた事項] および [重要な業務に関する事項] の項目として『取締役会規則』並びに『取締役会付議基準』を制定しております。当社の『取締役会規則』並びに『取締役会付議基準』に定める事項以外の業務執行の意思決定事項を当社『稟議決裁規程』並びに『稟議決裁事項』に制定し、執行役員に委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役となる者の判断基準(社外役員独立性判断基準)を定めコーポレートガバナンス報告書に開示しております。また、高度な専門的知見に基づき、公平かつ独立した立場から取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人材を会社法や東京証券取引所が定める基準を基に当社独自の基準を定め候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11(1)】

1. 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上に向けての経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行うため、事業を遂行するための各分野での豊富な知識や経験および高い能力を有する社内取締役と成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見や問題提起を行うことのできる能力を有する社外取締役により、現在、取締役6名(定款で定める員数12名)、監査役3名(定款で定める員数4名)の規模で構成され、社外取締役は2名以上、社外監査役は2名以上とすることとしております。

2. 取締役の選任に関する方針・手続

(1) 取締役の選任に関する方針

原則3 - 1iv「経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針」に示しておりますのでご参照ください。

(2) 取締役の選任に関する手続

取締役候補の選定にあたっては、選定基準を踏まえ、社外取締役と社長を構成員とし、社外取締役を議長とする『選任指名諮問委員会』にて審議・答申し、取締役会にて審議・承認され、取締役候補者は株主総会の決議により、選任されております。

【補充原則4 - 11(2)】

社外取締役・社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示しております。

また、兼任しております社外取締役・社外監査役については、事前に当社の年間日程を元に必要となる時間・労力が確保できるようにしております。

【補充原則4 - 11(3)】

当社の取締役会全体の実効性については、取締役と監査役を対象に取締役会の運営・審議・構成・課題の実施状況・支援体制・総合評価に関するアンケートを実施し、その回答の集計結果を取り纏め、取締役会にて分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は概ね良好な評価を得ており、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。

当社取締役会の実効性が概ね良好な理由(実施項目、改善項目等)

・独立性・客観性を有する取締役会の構成 取締役6名のうち2名が独立社外取締役であり、社外取締役比率が1/3を確保し、取締役会の諮問機関である指名選任諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、その議長には独立社外取締役を選任し、適切な答申を行うことにより、取締役会の監督機能を確保しております。

・2020年8月に理念体系の整備を行い、当社グループでの理念の浸透を図り、CSRレポートの発行により、当社ステークスホルダーへESGに係る情報開示の強化を図っております。

・取締役会の下部組織である内部統制委員会の下にリスクコンプライアンス委員会を2019年12月より新たに設置し、リスクマネジメント体制の強化を図るとともに経営リスク等に対する取締役会でのモニタリング体制の整備を図ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症に関する適切に対応を行い、事業継続に対するリスク対応を図っております。

・2020年2月末に買収防衛策の廃止を行うに当たり、取締役会での十分な議論を行い廃止することの決議を行うとともに、中長期経営計画の達成に向けた対応により一層の企業価値向上に努めております。

・半期毎の会社説明会と四半期毎の機関投資家とのIRを行い投資家とのコミュニケーションの強化を図り、取締役会への四半期毎の報告・審議、従業員労働環境整備や地域・社会貢献の強化の議論と実施によりステークスホルダーを意識した審議をしております。

・ガバナンスの課題でありました後継者計画及び業績連動報酬制度についての議論を行い体制の整備・運用を開始致しました。

・取締役会の運営にあたり、メンバーへの情報提供の改善を図り、取締役会で議論審議を行っております。また、コロナ禍における当社取締役会等の取締役・監査役が出席する重要会議体は、リモート会議等による開催により当社会社運営は問題なく対応しております。

・役員個別研修とどまらず、役員共通テーマの集合研修を開催し、更なる支援体制の強化を図ってまいりました。

今回の分析・評価結果を踏まえ、当社取締役会は、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

2020年度に掲げた当社取締役会の課題については、各項目の課題解決に向け議論・検討を行ってまいりましたが、各項目について更に議論・検討が必要であり、2020年度の課題を継続し2021年度の課題といたします。

・中長期経営計画策定における社外取締役の関与の深化

中長期経営計画策定において、社外取締役に対して計画に関する十分な説明を行ってまいりました。今後も社外取締役を交えた中長期経営計画策定に関して更に議論を深めることが重要であると認識し、継続的な課題としてまいります。

・リスクマネジメントに関する対応

内部統制委員会の下部組織であるリスクコンプライアンス委員会を2019年12月より発足し、当社のリスクマネジメントの運用を行ってまいりました。取締役会は、内部統制委員会の報告より、当社のリスクマネジメントの状況のモニタリングを行ってまいりました。今後も、モニタリング内容を基に、取締役会での事業等リスクに関する議論を深めてまいります。

・取締役会と経営会議に関する事項

全取締役・監査役は、取締役会のみならず、取締役会における議論・審議の事前会議として、業務執行・会社経営に関する内部統制項目の報告等を行う経営会議及び内部統制委員会に出席することにより、報告・審議が適切になされています。今後更に取締役会における議論・審議を強化するため、取締役会と経営会議の役割分担・機能改善に関して継続課題として議論を深めてまいります。

・議論するテーマの配布資料と内容の更なる充実

議論するテーマの配布資料及び内容に関して改善してまいりました。今後も引き続き社外取締役・監査役への審議事項の更なる理解の向上及び議論の深化のための工夫を行ってまいります。

・ガバナンス対応の議論（後継者計画、取締役のジェンダーに関する事項、中期的な業績運動株式報酬導入について）

業績運動報酬導入及び後継者計画については議論検討を行い、体制の構築・運用を行ってまいりました。今後は、その運用に関してモニタリングを行ってまいります。

また、取締役のジェンダーに関する事項については議論が十分でなく、今後の継続課題として議論を行ってまいります。

以上の課題解決に際し、役員（取締役、監査役）同士のコミュニケーションが今後とも重要であると認識し、引き続き取締役会の実効性の向上・強化を図ってまいります。

【補充原則4 - 14(2)】

当社のトレーニングに関する方針

「当社は、取締役及び監査役が、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、継続的に知識の習得および更新の機会を設けます。」

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、株主との建設的な対話を促進するため、以下の方針を定めております。

- (1) 株主との対話においては、担当役員をおき、担当部署を設置しており、管理本部がIR担当部署となっております。
- (2) 管理本部の担当役員は、建設的な対話実現のため、社内関係部署と協力して対応を行っております。
- (3) 個人面談以外に、半期に1度の会社説明会（機関投資家、個人投資家）や電話取材等を実施し、IR活動の充実に努めております。
- (4) 管理本部の担当役員は、対話において把握された株主の意見・懸念について、取締役または経営幹部へフィードバックするとともに、社外取締役にもフィードバックを適時・適切に行い独立・客観的視点から課題認識を共有化しております。
- (5) 管理本部の担当役員は、対話に際してのインサイダー情報が漏洩することを防止するため、当社が定める「内部者取引管理規程」および「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき、情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	2,425,600	10.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,777,600	8.02
Western Red Cedar株式会社	1,110,000	5.01
三菱ケミカル株式会社	986,000	4.45
JSR株式会社	700,000	3.16
安川 義孝	671,300	3.03
大阪有機化学従業員持株会	613,526	2.77
東亜合成株式会社	521,000	2.35
谷川 由生子	428,400	1.93
株式会社日本触媒	417,400	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
浜中 孝之	弁護士													
川上 尚貴	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜中 孝之			弁護士の資格を有し、その高度な専門的知見に基づき、公正かつ独立した立場から、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断したため。 また、当社の大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。 (独立役員の確保の状況) 上記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないことから、平成28年1月22日開催の取締役会において、独立役員に選定しました。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 恭子			公認会計士としての豊富な経験を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、その高度な専門的知見に基づく監査を担っていただくため。 また、当社の大株主企業、主要な取引先の出身者ではないことから独立性が高いものと認識しております。 (独立役員の確保の状況) 上記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないことから、平成31年2月27日開催の取締役会において、独立役員に選定しました。
檜山 洋子			弁護士として、客観的な立場から、その高度な専門的な見識に基づく監査を担っていただくため。 また、当社の大株主企業、主要な取引先の出身者ではないことから独立性が高いものと認識しております。 (独立役員の確保の状況) 上記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないことから、平成22年3月15日開催の取締役会において、独立役員に選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

社外役員独立性判断基準

本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1. 当社または当社の連結子会社(以下、当社グループ)の業務執行者。または、その過去において当社グループの業務執行者であった者。
業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、部長その他の使用人
2. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者。
当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者。
当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
4. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者。
当社グループの主要な借入先とは、借入先である金融機関をいう。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法

人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)。

多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間5百万円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3年間の平均で年間5百万円以上かつ直近事業年度における当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいう)。

6. 過去において上記2. から5. に該当していた者。

7. 当社グループから寄付を受け取っている者。

8. 当社グループの主要株主またはその業務執行者。
主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいう。

9. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者。
社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

10. 配偶者及び二親等内の親族が上記1. から9. のいずれかに該当する者。

11. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社グループと利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

短期インセンティブとして、単年度の連結業績等をベースにした取締役(社外取締役を除く)に賞与(金銭)を支給しております。また、2021年11月期より中期業績連動報酬として、ROEと営業利益率の3年平均値を基に支給率を算出する中期業績連動賞与を導入しております。更に株式報酬として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

- 2020年11月期の取締役報酬総額は、140百万円(うち社外取締役14百万円)であります。
- 連結報酬等の総額が1億円以上である者
該当はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、経営理念に則り、中長期的な業績の拡大と企業価値の向上を実現するため、取締役及び監査役の報酬体系と報酬水準を決定しております。

役員の報酬等に関して、株主総会において以下の通り決議されております。

取締役の報酬については、2007年2月23日開催の第60期定時株主総会において年額3億6千万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)、また別枠で2018年2月27日開催の第71期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として社内取締役に対し年額1千万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議されております。監査役の報酬については、2006年2月24日開催の第59期定時株主総会において年額4千万円以内と決議されております。なお、役員退職慰労金制度は、2018年2月27日開催の第71期定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

取締役の報酬は、基本報酬となる月額報酬、業績連動報酬となる年次賞与及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、社外取締役及び監査役につきましては、その役割と独立性の観点から、基本報酬となる月額報酬のみとしております。なお、2021年11月期より中期業績連動報酬として、ROEと営業利益率の3年平均値を基に支給率を算出する中期業績連動賞与を導入しております。

< 報酬の種類と目的・概要 >

月額報酬:役位に応じて設定する月額固定現金報酬

年次賞与:単年度の連結業績(売上高、営業利益、EBITDA)の前年比をベースに算出。当事業年度における連結業績の目標は、前年比103%であり、実績は113%。目標達成度に応じて、基準額の0~200%の範囲内で支給率を決定

譲渡制限付株式報酬:社外取締役を除く(取締役(対象取締役))に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるための株式報酬(譲渡制限期間は3年間)

<基本報酬(月額報酬)と業績連動報酬(年次賞与+譲渡制限付株式報酬)の支給割合>

取締役会長:基本報酬/業績連動報酬=100/75

取締役社長:基本報酬/業績連動報酬=100/135

取締役執行役員:基本報酬/業績連動報酬=100/75

<報酬決定プロセス>

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社外取締役を議長とする報酬諮問委員会にて審議し、取締役会にて承認・決定しております。

当事業年度の取締役の報酬は、報酬諮問委員会にて業績等の達成状況の評価結果を確認の上、各取締役の報酬額を審議し、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対する情報伝達方法として、取締役会については原則として事前に審議資料を配付し、出席が適わなかった場合には、経営企画本部がその決議内容等を連絡することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。独立的立場にある専門的見地を有する社外取締役や社外監査役が、取締役会による意思決定と取締役の業務執行を監視、監督することにより業務の適正を確保していると考え、本体制を採用しております。

(1)取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む6名(定款で12名以内とする旨を定めております。)の取締役からなり、会長が議長を務め、当社グループの経営に関する重要事項を報告・審議・決議しております。原則として1ヶ月に1回開催し、必要に応じ随時開催をしております。また、監査役が出席し、適宜意見を述べております。

なお、当社経営の意思決定及び業務執行機能の分担を明確化し、当社を取り巻く経営環境の変化に対応することを目的として執行役員制度を導入しております。

(2)監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役からなり、原則として1ヶ月に1回開催し、必要に応じ随時開催し、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行っております。監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努め、取締役・執行役員またはその他の者、そして会計監査人から報告を受け、協議の上意見を提出しております。

(3)経営会議

経営会議は、取締役及び執行役員からなり、社長が議長を務め、原則として1ヶ月に1回開催しております。グループ全体及び各部門の業務執行に関する重要事項を報告・審議・決定しております。また、監査役が出席し適宜意見を述べております。

(4)内部統制委員会

社長直属の委員会として設置し、役員、従業員が遵守すべき「行動指針」の策定などコンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

(5)リスク・コンプライアンス委員会

当社グループのリスクマネジメントの実行性を高めるために、経営戦略を遂行する上での重点リスクを(コンプライアンスを含め)統一的に管理しております。

(6)選任指名諮問委員会

社外取締役を含む取締役で構成され、取締役及び監査役の選解任、代表取締役の選解任・後継者プラン、必要な基本方針、基準の策定等について審議し、取締役会に答申、助言・提言を行っております。また、監査役会に助言を行っております。

(7)報酬諮問委員会

社外取締役を含む取締役で構成され、取締役及び監査役の報酬について、報酬方針の策定、報酬制度の改定、業績目標の策定等を審議し、取締役会に答申、助言・提言を行っております。また、監査役会に助言を行っております。

(8)内部監査

当社は内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置しており、内部監査規程に基づき、毎年監査計画を作成の上、当社グループ全体の経営活動全般にわたり監査を実施しております。

(9)会計監査

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川合弘泰

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 千崎育利

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社において取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効にする最適なシステムであるとして従来の監査役制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年2月25日開催の株主総会において、招集通知は法律上要求される2週間前より早い、2月5日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2016年2月26日開催の株主総会より、インターネットによる議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年2月25日開催の株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2020年2月27日開催の株主総会より、招集通知の英文を当社ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページへの株主総会招集通知の掲載や株主様に当社への理解を深めていただくために、株主総会のビジュアル化(スクリーンやナレーションを使用)を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年7月より、期末及び中間期末の説明会を東京・大阪にて開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2007年1月より、期末及び中間期末の説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報ページを設置し、IRライブラリーとして、決算短信等の決算情報、決算説明会資料、事業報告書等をはじめ、ニュースリリースとして最近のトピックスを適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、管理本部にIR担当者をおき、外部窓口対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動指針」及び「コンプライアンスマニュアル」において顧客、株主、取引先、地域社会、従業員、行政等との関係について詳細に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動に対する取組み状況は、年1回「CSRレポート」に取りまとめ、当社ホームページで公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動指針」において、企業活動における透明性の確保と積極的、効果的、公正な開示を行うと規定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行は、取締役会における業務報告、情報交換などによる相互監視や、社外取締役の選任によりその適法性の確保を図っております。

当社及び子会社は、「経営理念」を頂点とした経営理念体系を明文化し、当社及び子会社の役員、社員(使用人)が遵守すべき「行動指針」に基づいたコンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

また、社長直属の委員会として内部統制委員会を設置し、当社及び子会社の内部統制システムの整備・維持・向上を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録(取締役会議事録等)については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役の職務執行に係る情報については、当社及び子会社の情報管理に関する情報セキュリティポリシーを「情報セキュリティ基本方針」以下の規程類として体系的に整備し、その適切な運用を図っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスクの発生を未然に防止するために、内部統制委員会で当社及び子会社のリスク管理体制の構築を行うとともに、経営戦略を遂行する上での重点リスクを統合的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的リスク管理の推進を図っております。また、万一、不測の事態が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき、毎月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。

当社の経営戦略に関わる重要事項については事前に社長をはじめとする取締役並びに執行役員によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」並びに「稟議決裁規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定め、業務運営の効率化を図っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

前述のとおり、当社及び子会社は、「経営理念」を頂点とした経営理念体系を明文化し、当社及び子会社の役員、社員(使用人)が遵守すべき「行動指針」に基づいたコンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

総務部は、明文化した経営理念体系の配付、教育のほか、「会社規程等」の周知など、当社及び子会社におけるコンプライアンスの徹底を図っております。

内部監査室は、当社及び子会社に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を社長及び内部統制委員会に報告しております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について当社及び子会社が利用可能な「内部通報規程」を制定し、その運用を行っております。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「行動指針」を共有し、企業集団全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築に努めるとともに、「行動指針」を基礎とした諸規程を定め、自主的に業務の適正を確保するための体制を整備しております。

各子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行状況・財務状況を定期的に当社に報告するとともに、経営の重要な事項については、当社への事前協議等を行うものとしております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助するための担当者を配置し、監査役の指示による調査の権限を認めるものとしております。当該担当者の人事考課は監査役が行い、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を要するものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会並びに経営会議において、取締役及び社員(使用人)は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告するようにしております。

(1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(2) 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題

上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び社員(使用人)に対して報告を求めることができるものとしております。監査役は、取締役及び社員(使用人)より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行うようにしております。

また、前述した社内通報に関する「内部通報規程」を適切に運用することにより、当社及び子会社の法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、会議の議事録、各種報告書等の会社の重要情報について閲覧できる体制を整えております。
- (2) 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整えております。
- (3) 各部門長及び担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整えております。
- (4) 社長は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図っております。
- (5) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるようにしております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制報告制度の円滑かつ効果的な運営を行うために「内部統制規程」を定め、その有効性を継続的に評価するために必要な業務体制を整えております。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「行動指針」や「コンプライアンスマニュアル」による社内周知を図っております。また、総務部を中心に、反社会的勢力に関する情報の収集や警察をはじめとする外部専門機関との連携を図ることで、不測の事態に対処する体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)との関係を一切遮断することを基本方針としております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行っております。

i) 反社会的勢力対応部署の設置

管理本部総務部にて対応を行っております。

ii) 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立

当社は、企業防衛対策協議会に加盟しており、関連情報の収集に努めるとともに、関係部署への周知を行っております。

iii) 外部専門機関との連携体制の確立

当社は、東警察署管内企業防衛対策協議会(大阪府)、大阪府暴力追放推進センターに加盟するとともに事業所毎に不当要求防止責任者を定め、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関と連携を図り、不測の事態に対処する体制を整えております。

iv) 反社会的勢力対応マニュアルの策定

当社は、反社会的勢力による被害を未然に防止することを目的として「不当要求防止対応マニュアル」を定めております。

v) 暴力団排除条項の導入

取引基本契約書等に、反社会的勢力との関係が判明した場合の解約契約条項を規定しております。

vi) その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

当社は、「コンプライアンスマニュアル」において以下の通り定め、定期的な従業員教育を行い、反社会的勢力の排除に努めております。

- (一) 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
- (二) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
- (三) 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
- (四) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年1月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定め、同年2月22日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)を導入いたしました。その後、直近では2017年2月24日開催の当社第70期定時株主総会の決議により更新いたしました(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)

当社は、買収防衛策の導入以降も、長期経営計画「Next Stage 10」の策定やその着実な実行による企業価値の向上、株主還元の実現、コーポレート・ガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。また、経営環境及び買収防衛策に関する近時の動向、株主及び投資家の皆様のご意見、コーポレート・ガバナンスに関する議論の推移等を踏まえ、本プランについて慎重に検討を続けてまいりました。

その結果、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保にあたり、買収防衛策の必要性が相対的に低下したものと判断し、2020年1月24日開催の当社取締役会において、本プランの有効期限が満了となる2020年2月27日開催の当社第73期定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決議いたしました。

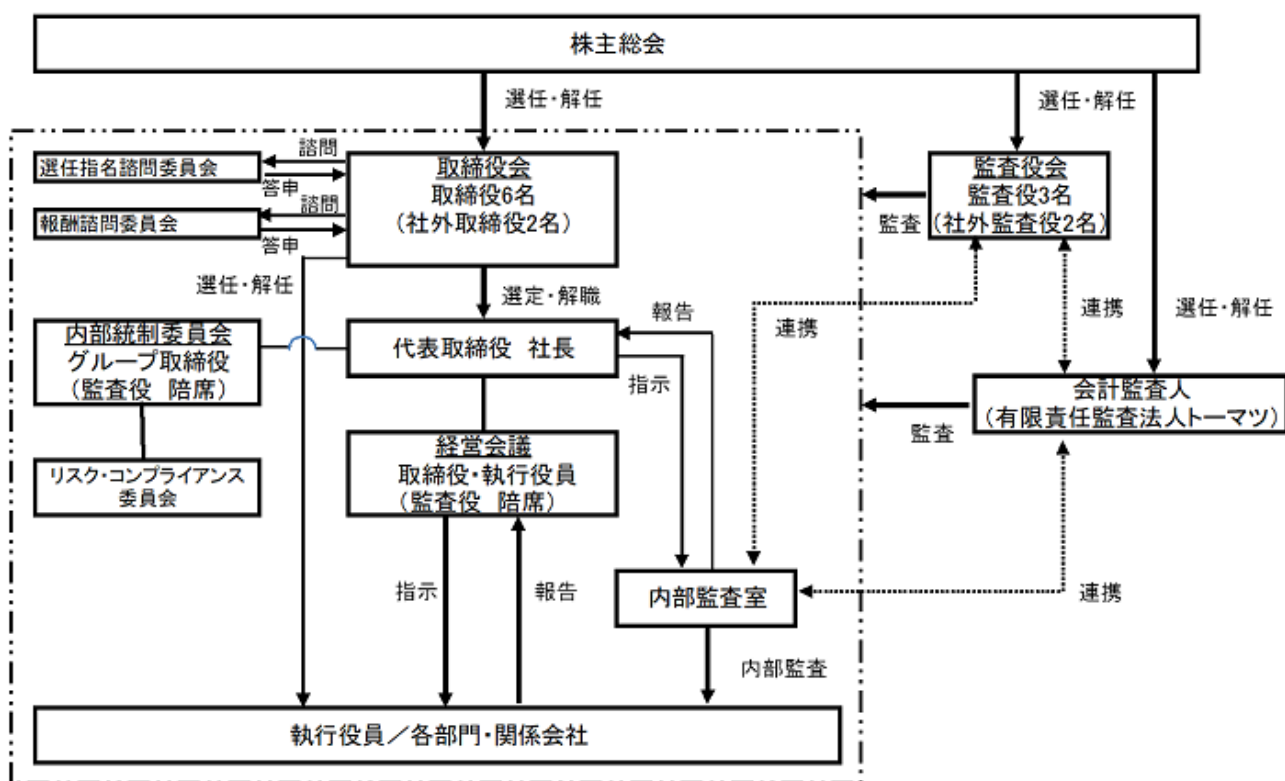
本プランの終了後も引き続き、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式等の大量買付行為を行うとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための情報と時間の確保に努め、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、【参考資料: 模式図】をご参照ください。

【参考資料: 模式図】

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

